

沿道緑化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、沿道緑化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内主要道路の沿線景観向上のために、地域住民が参画する緑化活動等を通じて県内の地域の活性化等に取り組む団体（国及び地方公共団体を除く）に対して沿道の緑化事業に必要な経費を支援し、県内各地で県民による美しく魅力的な花と緑の地域づくりが展開されることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、緑豊かな自然課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条及び第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更	7 助成の基準	8 補助対象にならないもの
沿道緑化 支援事業 補助金	地域住民が参画する 緑化活動等を通じて 県内の地域活性化等 に取り組む団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 樹木、つる植物、多年草（球根類を含む）等の植物材料費 (2) 土壌及び土壌改良資材費（用土、腐葉土、バーク堆肥等） (3) 除伐や徐根等、用地の基盤造成等に係る業者委託費 (4) 事業内容等を説明する看板設置等に係る経費 (5) その他当該事業を行うに当たって必要と認められる消耗品費、通信運搬費等 	定額	1,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本補助金の増額を伴う変更 (2) 本補助金の2割を超える減額を伴う変更 (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県内の主要道路から眺めることを目的とし、事業内容が周辺地域に波及するモデル的な取り組みであること。 (2) 地域の在来種を使う等、本県の自然特性や景観特性を活かした緑化であること。 (3) 整備する緑化の敷地面積の合計が概ね50㎡以上であること。 (4) 助成対象の緑化を適切に維持管理し、概ね3年以上保持すること。 (5) 資材は、県内の生産者、園芸店、造園業者等から購入すること。 (6) 整備翌年以降の植物の成長を写した緑化の写真の提出を依頼した場合は速やかに提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業費に他の事業による補助金を受けているもの。 (2) 販売を目的とする住宅等の用地に設置するもの。 (3) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたもの。 (4) 緑化施設が敷地等に定着していない移動可能なもの。（プランターへの植栽等）

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名 印

沿道緑化支援事業補助金交付申請書

沿道緑化支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

沿道緑化支援事業補助金事業計画（報告）書

事業名	
事業実施時期	
事業実施場所	
事業の目的と概要	
他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※活用される場合、補助金の名称、担当者連絡先等を記載して下さい。 ()	
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
その他	

(注) 1 補助対象事業に係る参考資料がある場合は、併せて提出すること。

(注) 2 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況が把握できる写真・チラシ・パンフレット等の資料を添付すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

沿道緑化支援事業補助金事業収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	財 源 内 訳		
		本補助金	一般財源	その他
合 計				

2 支出の部

区 分	金 額	補助対象経費	交付申請額	備 考
合 計				

様

職 氏名 印

沿道緑化支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成・・年度沿道緑化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：所属 名前 電話 ）

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、交付対象経費の実績額等について、沿道緑化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

規則様式第5号（規則第17条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成 年度（補助事業等の名称）実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	沿道緑化支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第4号(第8条関係)

第 号
平成 年 月 日

職 氏名 様

職 氏名 印

沿道緑化支援事業補助金にかかる事業仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった沿道緑化支援事業補助金について、事業仕入控除税額が確定しましたので、沿道緑化支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3から2を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。